

復興支援員と交流館の活動

復興支援員事業の内容についての相互理解

復興支援員委嘱状交付式後、復興支援員事業の内容を確認するため、復興支援員、事業受託団体（公益社団法人青年海外協力協会）と浪江町による打合せを行いました。復興支援員事業は、生活再建（住まい、就労、健康）に係る業務を行うことから、交流館での役割や戸別訪問と交流会での確認事項等を共有しました。今後、復興支援員が皆さまのご自宅等を訪問することがありますが、ご協力よろしくお祈いします。



復興支援員の委嘱状交付式を行いました

4月16日、郡山市のコスモスふれあいセンターにおいて、平成30年度の復興支援員13名に委嘱状を交付しました。



復興支援員からのメッセージ

梅雨入りの季節となりました。毎年この時期には、大雨による自然災害が発生しています。現在お住まいの市区町村の避難場所や避難経路をご存じですか。事前に、お住まいの市区町村が発行している「ハザードマップ」などで、ご自宅付近の避難場所等をご確認ください。

交流館だよりを発行しています

交流館だよりは、交流会や講習会などの開催予定やその実施状況をお知らせしています。今後、町ホームページとなみえ新聞に掲載していきますので、ぜひご覧ください。

☎ 生活支援課避難生活支援係 ☎ 0243(62)0305

大橋 次は、相続人が配偶者と子

うけどん へー、そうなんだ。大橋先生、そのほかの具体例は？

大橋 正解。そして、相続人が1人だから、この遺留分は全て配偶者が行使すべきものとなるよ。亡くなった方が、遺言で遺産の2分の1以上を医療法人などに贈った場合、配偶者は2分の1を超える部分について遺留分を行使し、その分を取り戻すことができるんだよ。

うけどん へー、そうなんだ。大橋先生、そのほかの具体例は？

遺留分②

大橋 今回は、遺留分の割合について具体例を挙げて説明します。

うけどん はい。よろしくお祈いします。

大橋 例えば、亡くなった方の相続人が配偶者のみの場合。うけどん、この場合の遺留分はどうなるかな？前回の復習だよ。

うけどん えっと…親などの直系尊属だけが相続人となる場合ではないから…遺留分は遺産の2分の1かな。

大橋 うん、そうだね。うけどんの話したとおりだよ。この2分の1を法定相続分に従って分けるようになるんだ。配偶者の法定相続分は2分の1だから、遺留分割合は、2分の1（遺留分）の2分の1（配偶者分）で、遺産全体の4分の1。子供3人の相続分は、平等に分けることになるから、遺留分割合は、2分の1（遺留分）の2分の1（子供3分の1）の2分の1（配偶者分）で、遺産全体の4分の1となるんだ。分かるかな。

うけどん だんだん難しくなってきたけど、分かったよ。

いつか役に立つ

法律知識

No.18



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)